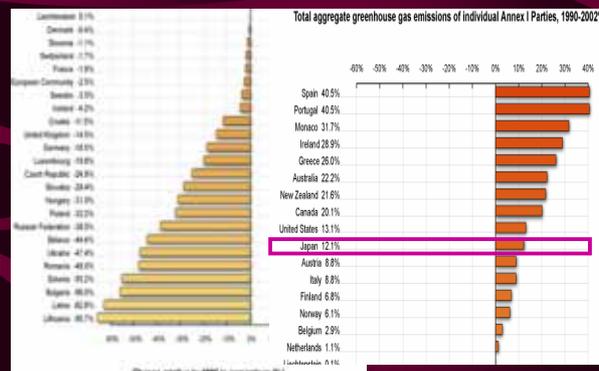


地球温暖化対策と 税財政のグリーン改革

日本学会議主催公開講演会
「環境学のフロンティア」
＜脱温暖化社会へのシナリオ＞
(於：名古屋市・鯉城ホール)

2007年3月28日
寺西俊一（一橋大学）

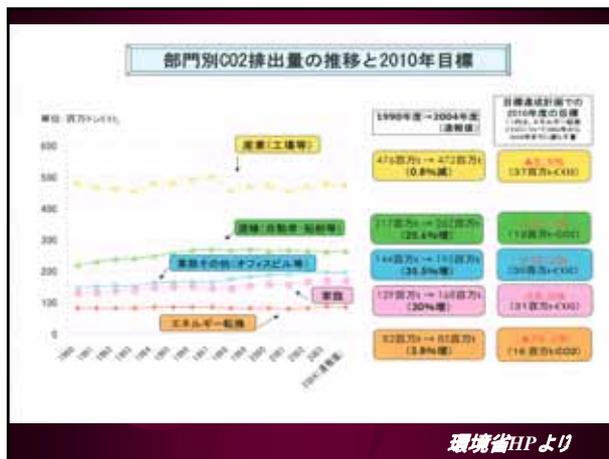
温室効果ガス排出量の増減（1990年～2002年）



(UNFCCCホームページより)

日本政府による「地球温暖化対策」

- *1998年6月：
「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）
- *2002年3月：
「地球温暖化対策推進大綱」（新大綱）
- *2002年6月：
「地球温暖化対策推進法」改正
「エネルギー使用の合理化に関する法律」改正
「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」制定



環境省HPより

「京都議定書目標達成計画」 (2005年4月)の概要 (目標数値：1990年の基準年比)

- (1) 国内での排出削減： -0.5%
- エネルギー起源のCO₂排出： +0.6%
 - ・産業部門： -8.6%
 - ・家庭部門： +6.0%
 - ・業務その他： +15.0%
 - ・運輸部門： +15.1%
 - ・エネルギー転換部門： -16.1%
 - 非エネルギー起源のCO₂排出： -0.3%
 - メタン： -0.4%
 - 一酸化二窒素： -0.5%
 - 代替フロン等3ガス： +0.1%
- (2) 吸収と国外からの調達： -5.5%
- 森林吸収源： -3.9%
 - 京都メカニズム(共同実施、CDM、排出量取引)： -1.6%

G H G削減の政策的措置

*直接規制、経済的手法(税・課徴金、etc.)

*「京都メカニズム」
(CDM、共同実施、排出量取引)

*自主的取組みと協定方式

etc.

日本における「環境税」 導入をめぐる議論と経緯

- (1)環境庁：「環境税検討会」(1991.11~1994.07)
- (2)環境基本法における第22条(「経済的措置」)をめぐる攻防(1992.10~1993.03)
- (3)環境庁：「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」(1994.08~1997.07)
- (4)運輸省政策審：「自動車関係諸税のグリーン化」の答申(1999.05)
- (5)環境省：「地球温暖化対策税制専門委員会」(2001.10~)と答申(2003.08)

日本の環境省による 「温暖化対策税」案をめぐって

- (1)2004年11月：「環境税の具体案」
- (2)2005年10月：「環境税の具体案」
- (3)2006年11月：「地球温暖化対策のための税制のグリーン化の推進」

- > 誘因効果(価格弾力性をめぐる論点)
- > 税収効果(既存税と使途をめぐる論点)
- > アナウンスメント効果(継続性をめぐる論点)

地球温暖化対策のための税制のグリーン化

平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、地球温暖化対策を加速するため、税制のグリーン化を総合的に進める。

- 1. 環境税**

国民・事業者の行動を環境負荷の小さなものへと変え、また、地球温暖化対策の安定の財源を確保するため、環境税の創設等、必要な税制上の措置を講ずること。
- 2. 課税特定対策**

行政改革推進法（徹底で抜本的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）に基づき、環境への影響に配慮し、エネルギー課税等環境負荷に関連する課税の税率（暫定税率を含む。）の水準を維持すること。
- 3. 個別税制のグリーン化**
 - ハイオク燃料関連税制の創設
 - 省エネ住宅・建築物環境税制の創設
 - 環境産業向けファンド創設の創設 など

環境省HPより

地球温暖化対策のための税制のグリーン化の一環としての環境税

課税の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・オフィス <ul style="list-style-type: none"> -灯油（ガソリン）LPG（上述で課税） ○工場等 <ul style="list-style-type: none"> -石炭、重油（軽油、天然ガス（LPGは別課税）（大口課税者による申告納税） -家庭・オフィス、工場等 -電気、都市ガスに関しては、発電・ガス事業者が用いる化石燃料に対して課税 <p>※ 灯油の課税は、各々の課税率を乗じて算出する。</p>
税率・税負担	<ul style="list-style-type: none"> 軽油 2,400円/リットル、軽油税 約3,600億円 合計の負担 並行して軽減約2,000円/月（約1万円）
軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ○国際競争力の確保や排出削減努力の奨励促進等のため、大口排出事業者に対して、削減努力をした場合は、8割軽減（前年度は5割軽減であったが、大口排出者の削減努力を一律促進） ○削減促進適用の仕組み、ユーラス等は免除 ○灯油については9割の軽減 ※ 軽減は、大口排出者の申告納税であり、燃料消費税課税は免除
用途	<ul style="list-style-type: none"> ○一般財源 <ul style="list-style-type: none"> （福祉、森林環境対策及び、省エネ家電、住宅・建築物の省エネ設備や低燃費自動車に係る買掛促進のための課税等に重点的に充てる。） ○税収の一部を地方の地球温暖化対策に充てるため、地方は負担増へ課税
実施時期	平成20年1月

※ 環境省の課税に加え、温暖化対策の観点から、行政改革推進法に基づき、環境への影響に配慮し、エネルギー課税等環境負荷に関連する課税の税率（暫定税率を含む。）の水準を維持すること。また、個別特定対策の創設による負担の軽減については、一般財源（主として）を確保し、その創設の一部を地球温暖化対策にも充てること及び個別税制のグリーン化も併せて実施。

環境省HPより



「税財政のグリーン改革」へ

- 求められる「環境保全型税財政改革」 -

- 環境保全の観点からの既存税財政の問い直し
 - > “Green Tax Reform” (ex. 「バツ課税・グッズ減税」)
 - > “Green Budget Reform” (ex. 「財政支出・補助金のグリーン改革」)
- 「環境保全のための政策統合」の推進
 - > とくに環境保全の観点からのエネルギー政策・都市政策・交通政策等の転換

12